

静岡県選挙管理委員会告示第25号

御前崎市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設に次のとおり変更があった旨報告があった。

令和5年4月13日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

	名 称	収容人数	所 在 地	種 別	拡声機設備の有無
新	御前崎地区センター	500 人	御前崎市港白羽5404番地の1	ホール	有
旧	御前崎地区センター	35 人	御前崎市港6185番地の1	研修室	無